

を置くことがやめ。

協議会を置くことがやめ。

(委員)

- 第四十九条 協議会は、委員三人以上で組織する。  
2 委員は、結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者及び医療以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(委員)

- 第四十九条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。  
2 委員は、関係行政の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

- 4 委員（関係行政の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、一年とする。

- 5 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百二十二条の規定は、委員の給与に準用する。

(政令委任)

- 第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に關し必要な事項は、条例で定める。
- 第五十条 この法律に規定するもの之外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 費用

(都道府県の支弁すべき費用)

- 第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・二 (略)

(都道府県の支弁すべき費用)

- 第五十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一・二 (略)

三 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

三 第十四条の規定により、都道府県知事が行う定期外の予防接種に要する費用

四 第十四条の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

四 第二十四条の一の規定により、保健所長が行う精密検査に要する費用

用

五 第三十条又は第三十一条第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一条第一項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四条第一項の規定により負担する費用

八 第三十五条第一項の規定により負担する費用

九 第四十一条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一・二 (略)

三 第十三条第一項から第三項までの規定により、事業者である市町村又は市町村の設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三条の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

三 第十三條の規定により市町村長が行う定期の予防接種に要する費用

期の予防接種に要する費用

四 第二十二条の二第一項の規定による給付に要する費用

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(事業者の支弁すべき費用)

第五十四条 事業者(国、都道府県及び市町村を除く。)は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用
- 二 第十三条第一項から第三項までの規定によるジベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十五条 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第十三条第一項から第三項までの規定により、学校又は施設の長が行うジベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第四号の費用に対して、政令で定めるといふことより、その四分の三を負担する。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五号の費用に対して、政令で定めるといふことより、その四分の三を負担する。

(都道府県の補助)

(都道府県の補助)

第五十六条 都道府県は、第五十五条の費用に対し、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

一 第五十四条第一号の費用  
二 第五十五条各号の費用

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

- 一 第五十二条第八号の費用
  - 二 第五十二条第九号の費用
- 第五十五条の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第五十二条第一号から第七号まで及び第九号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

(国庫の補助)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

- 一 第五十二条第九号の費用
  - 二 第五十二条第十号の費用
- 第五十五条の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

2 (略)

(国庫の補助)

第五十七条 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第五十二条第一号、第四号から第八号まで及び第十号の費用（前条第一項第二号の費用を除く。）

(国庫の負担)

第五十六条 都道府県は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

第六十二条 この法律の規定による健康診断、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関する知識した医師の業務上の秘密又は個

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関する知

人の心身の障害その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師
- 二 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 三 第二十八条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
- 四 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は逃避した者
- 五 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による違反した者（十六歳未満の者及び成年被後見人を除く。）
- 二 第二十二条第一項の規定による届出を怠つた医師
- 三 第二十六条又は第二十七条の規定に違反した医師
- 四 第二十八条第一項、第三十条又は第三十二条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
- 五 第三十条から第三十二条までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は逃避した者
- 六 第三十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し、虚偽の答弁をした者
- 七 第五条の規定による健康診断について、次条第一項の規定に違反した者

（知識の普及等）

- 1 第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。
- 2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われる予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長が、第四条第一項の規定による健康診断を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の例により、自ら健康診断を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

めなければならない。

(保護者の義務等)

第六十四条 (略)

2 この法律の規定により行われるツベルクリン反応検査（第四条第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるもの）を除く。（以下この項において同じ。）又は予防接種の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者にツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(代執行)

第六十五条 都道府県知事は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長が、第四条第一項の規定による健康診断、第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の例により、自ら健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2) 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、更に予防接種を行い、また、予防接種を行うに当た

者又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

(他の行政庁との協議)

第六十六条（略）

2 · 3

4 都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を中心たる対象として健康診断又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあっては、第五条、第十四条、第十七条第一項、第二十八条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条、第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十一条第一号、第二号及び第五号、第六十三条第三号、第六十五条並びに前条第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第二十八条第三項、第三十一条第一項及び第六项、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第一項、第三十

(保健所を設置する市又は特別区)

都道府県知事は、第五条、第十四条又は前条の規定によつて、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるもの又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行うに当たつては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

第六十六条

2 · 3

第六十七条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第五条、第十四条、第二十八条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項及び第三項、第三十条、第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三十四条第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十一条第一号、第四号及び第六号、第六十三条第四号、第六十五条並びに前条第四項中、「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、第十八条第三項、第三十一条第二項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項、第三

六条第一項、第二項、第三十七條、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第十一條第一項、第四十八條第一項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第一号から第九号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第七十一條「」の法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令並、その制定又は改廃に伴う合理的に必要な範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定める」とがやや可。

十七條第一項、第三十八條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第一項、第四十八條第二項並びに第五十一條中「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。ただし、第五十一條については、第一号及び第四号から第十号までに關してのみ、「都道府県」とあるのを「市」又は「特別区」と読み替えるものとする。

○保健所において執行せられる事業等に伴う經理事務の合理化に関する特別措置法（昭和二十九年法律第百五十五号）

（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条（略）</p> <p>二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第一号から 第六十号まで（これららの規定が同法第六十七条において読み替えられる 場合を除む。）の費用に対する同法第五十七条第一号の規定に基いて 補助金</p>	<p>第一条（略）</p> <p>二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十一条第一号及び 第四号から第七号まで（これららの規定が同法第六十七条において読み 替えられる場合を除む。）の費用に対する同法第五十七条第一号の規 定に基いて補助金</p>

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第五十四号）

（附則第四条関係）

（赤線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（予防計画）</p> <p>第十条　（略）</p> <p>2～5　（略）</p> <p>6　予防計画は、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三条の四の規定により定める結核の予防のための施策の実施に関する計画と一體のものとして定めることができる。</p>	<p>（予防計画）</p> <p>第十条　（略）</p> <p>2～5　（略）</p>



(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行 案
	(施設)	
	第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次とのとおりとする。	
一	(略)	
	(健診の対象者、定期及び回数)	
第二条 法第四条第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。		
一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第一号に掲げる施設において業務に従事する者 每年度		
二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度		
三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度		
四 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度		
2 法第四条第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。		
	(施設)	
	第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次とのとおりとする。	
一	(略)	
	(健診の定期及び回数)	
第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。		
一 十六歳に達する日の属する年度		
二 前号の定期の健康診断の際エツクス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度		
三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度		

一 法第四条第一項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。）六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年

年度

二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者

市町村が定める定期

三 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回

二 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それ定期において市町村が定める回数

定期における定期の健康診断にあつては、市町村が定める回数は、次のとおりとする。  
一 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者

市町村が定める定期

(法第十三条の予防接種の定期)

第一条の二 法第十三条の政令で定める定期は、生後六月に達するまでの期間とする。ただし、地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、一歳に達するまでの期間とする。

(法第十三条第四項の予防接種の定期)

第一条の二 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

(結核診査協議会)

第三条 結核診査協議会の委員のうちから互選された者は、委員長として会務を總理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を行う。  
2 前項に規定するものの外、結核診査協議会の運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(削除)

2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。  
一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それの定期において一回  
二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において一回。ただし、そのうちの一回は、前回行つた健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。

(都道府県の負担)

**第三条** 法第五十五条の一の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第四号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

**第四条** 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において学校又は施設の設置者が健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において学校又は施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

**第五条**

(略)

2 · 3

4 法第五十七条の規定による法第五十二条第一号から第七号まで及び第九号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

(都道府県の負担)

**第三条の二** 法第五十五条の一の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第五十二条第五号の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

(都道府県の補助)

**第四条** 法第五十六条の規定による都道府県の補助は、各年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が健康診断、ツベルクリン反応検査及び予防接種の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従つて行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において事業主又は学校若しくは施設の設置者が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(国庫の補助)

**第五条**

(略)

2 · 3

4 法第五十七条の規定による法第五十二条第一号、第四号から第八号まで及び第十号の費用に対する国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度における当該事務に関する収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

5 (略)

第六条 厚生労働大臣は、第三条、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の四 (都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。) の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六条 厚生労働大臣は、第三条の二、第四条の二第一項及び第五条第一項から第四項までに規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(事務の区分)

第十条 第二条の五 (都道府県知事に対する申請の経由に係る部分に限る。) の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第一号法定受託事務とする。